

土浦市  
まちなか定住促進事業  
の手引き

(令和6年4月1日 改訂版)

対象区域

「土浦市中心市街地活性化基本計画」で定めた中心市街地エリア

- 中央一・二丁目、大和町、有明町の一部、大手町の一部、川口一丁目、川口二丁目の一部、桜町一・三・四丁目の各一部、城北町の一部、東崎町の一部、港町一丁目の一部、立田町の一部

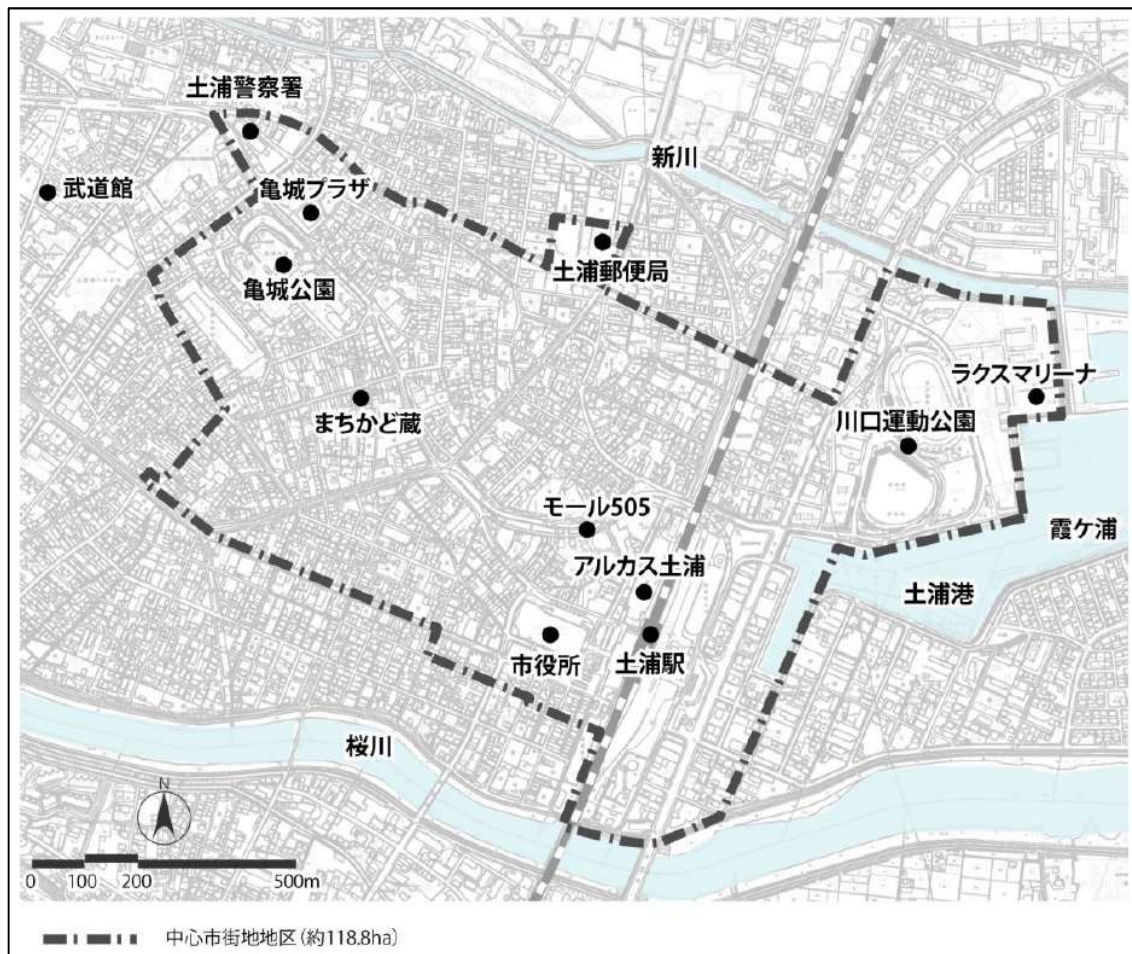


図 土浦市中心市街地地区

民間賃貸住宅に入居する方

☞ **1** まちなか賃貸住宅家賃補助 2 ページへ

住宅の新築・建替え・購入をする方

☞ **2** まちなか住宅購入等借入金補助 6 ページへ

1 土浦市まちなか賃貸住宅家賃補助

(1) 補助対象者

- ・自己の居住用として、新規に賃貸借契約を締結していること  
(単身学生世帯にあつては、居住する者以外が賃貸借契約を締結し、当該の学生の居住の用に供する住宅を含む)
- ・土浦市外から転入した世帯であること (※1)
- ・新婚世帯、子育て世帯または単身学生世帯であること (※2)
- ・市税の滞納がないこと
- ・他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ・住宅を所有していないこと 等

※1：世帯全員が申請日前1年以内に転入していること。ただし、新婚世帯の場合は、婚姻の届出をした者のどちらか一方が申請日前1年以内に市外から中心市街地に住み替えていること。

(転入日前日から起算して1年以内に土浦市に居住されていた方は除きます。)

※2：新婚世帯：申請時点で婚姻後5年以内であり、届出をした者のいずれも40歳未満であること。

子育て世帯：申請時点で18歳未満(18歳になってから最初の3月31日まで可)の子と同居し扶養していること。

単身学生世帯：19歳(その年度に19歳になる方も可)から30歳未満の大学や短大、専門学校等の学生で、1人で居住していること。

(2) 補助対象物件

民間賃貸住宅 (※3)	○
公的賃貸住宅 (市営住宅・県営住宅等)	×
借上げ公共賃貸住宅	×
給与住宅 (社宅・官舎・寮等)	×
学生寮、学生宿舎等	×

※3：親族が所有する住宅を賃貸借する場合を除きます。

(3) 補助額及び手続き等

**補助額** (月額－住宅手当等) × 1/2 以内

※金額及び期間上限

新婚世帯または子育て世帯：上限 2 万円、最長 3 年間

単身学生世帯：上限 1 万円、最長 4 年間

※1,000 円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てとなります。

【多世代同居又は近居の場合】(子育て世帯又は新婚世帯のみ)

補助の限度額が 上限 3 万円 となります。

※多世代同居：親世帯と同居する場合

※多世代近居：親世帯が市内に居住している場合 (同居を除く)

**申請方法** 以下の書類を提出してください。

【様式\_全世帯共通】

交付申請書	様式第 1 号
申請内訳	様式あり
誓約書	様式第 2 号
同意書	様式あり

【添付資料\_全世帯共通】

住民票の写し	入居者全員のもの
賃貸契約証書の写し	契約書類一式
納税証明書	市税 (発行可能な方のみ)
住宅手当支給証明書	給与明細書のコピーなど、住宅手当の有無がわかるもの

【添付資料\_その他】

親世帯の住民票の写し	多世代近居の場合
戸籍謄本又は婚姻と同様の事情にあることを証する公的機関が発行する証明書等	新婚世帯の場合
非課税証明書又は学生証の写し	子育て世帯において、対象となる子が義務教育を終了している場合
学生証の写し	単身学生世帯の場合

※上記のほか、市長が必要と認める書類が必要になる場合があります。

※継続申請は必ず 4 月中に行ってください。

### 実績報告

上半期分はその年度の 9 月 30 日、下半期分はその年度の 3 月 31 日までに「土浦市まちなか賃貸住宅家賃支払証明書（様式第 7 号）」を提出してください。

年度末は特に、提出が遅れると補助金が交付できなくなりますのでご注意ください。

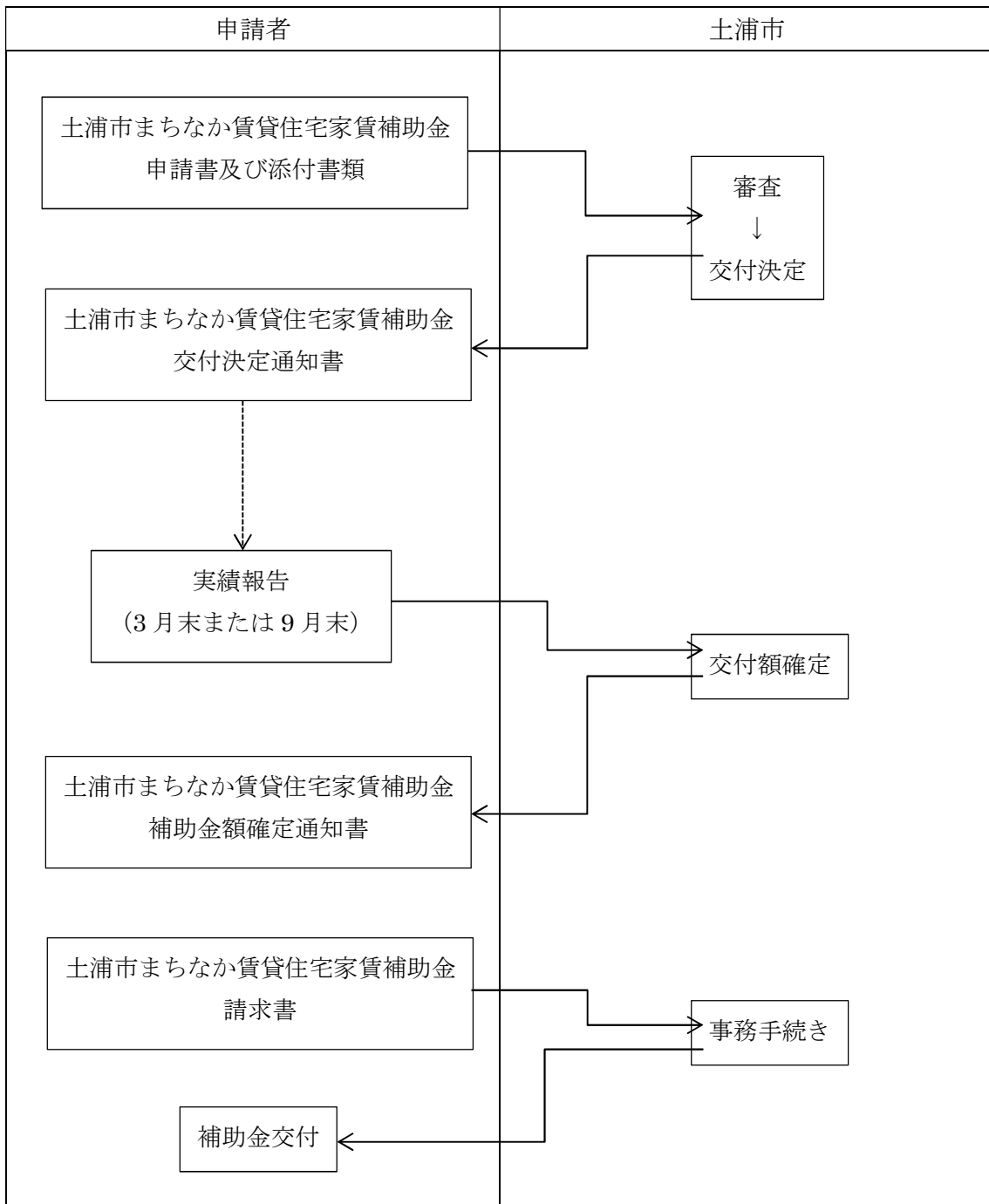
※上半期：4～9月、下半期：10～3月

### 請求

実績報告を基に補助額を確定し、「土浦市まちなか賃貸住宅家賃補助金交付額確定通知書」をお渡しします。その後、「土浦市まちなか賃貸住宅家賃補助金交付請求書（様式第 9 号）」を提出してください。

年度末は特に、提出が遅れると補助金が交付できなくなりますのでご注意ください。

手続きの流れ



- ・新規申請の場合、交付決定の翌月分から補助対象となります。
- ・年度をまたぐ場合、4月に継続申請手続きが必要です。
- ・原則、1年を4～9月と10～3月の2回に分けて交付します。

## 2 土浦市まちなか住宅購入等借入金補助金

### (1) 補助対象者

- ・登記完了後 1 年以内であること
- ・工事請負契約又は売買契約から 3 年以内であること
- ・土浦市外から転入した世帯であること (※1)
- ・新婚世帯または子育て世帯であること (※2)
- ・自己の居住用であること
- ・住宅の床面積が 50 m<sup>2</sup>以上
- ・借入金の返済期間が 10 年以上
- ・市税の滞納がないこと
- ・他の公的制度による住宅補助等を受けていないこと 等

※1：世帯全員が申請日前 1 年以内に転入していること。ただし、新婚世帯の場合は、婚姻の届出をした者のどちらか一方が申請日前 1 年以内に市外から中心市街地に住み替えていること。

(転入日前日から起算して 1 年以内に土浦市に居住されていた方は除きます。)

※2：新婚世帯：申請時点で婚姻後 5 年以内であり、婚姻の届出をした者のいずれも 40 歳未満であること。

子育て世帯：申請時点で 18 歳未満 (18 歳になってから最初の 3 月 31 日まで可)の子と同居し扶養していること。

### (2) 補助対象物件

一戸建て新築	○
一戸建て建替え	○
新築住宅購入 (マンション含む)	○
中古住宅購入 (マンション含む)	○
リフォーム	×

(3) 補助額及び申請方法

**補助額** 金融機関からの借入金の3%以内 ※上限 50 万円

**【多世代同居又は近居の場合】**

補助の限度額が下表のとおり、上限10～20万円加算となります。

加算要件	加算額
二世帯近居	10万円
二世帯同居	15万円
三世帯近居	15万円
三世帯同居	20万円

※二世帯：新婚世帯と親世帯 ※三世帯：子育て世帯と親世帯

※近居：同居を除き、親世帯が市内に居住している場合

**申請方法** 表の書類を提出してください。

**【様式\_全世帯共通】**

交付申請書	様式第1号
申請内訳書	様式あり
誓約書	様式第2号
同意書	様式あり

**【添付資料\_全世帯共通】**

住民票の写し	世帯全員のもの
ローン契約証書一式（写し）	・金銭消費貸借契約書 印紙があるもの ・抵当権設定の契約書
納税証明書	市税（発行可能な方のみ）
登記事項証明書	・住宅及び土地（全部事項証明書に限る。） ・コピー不可
売買契約書又は請負契約書（写し）	契約書一式
建築基準法に基づく検査済証（写し）	

**【添付資料\_その他】**

親世帯の住民票の写し	多世代近居の場合
戸籍謄本又は婚姻と同様の事情にあることを証する公的機関が発行する証明書等	新婚世帯の場合

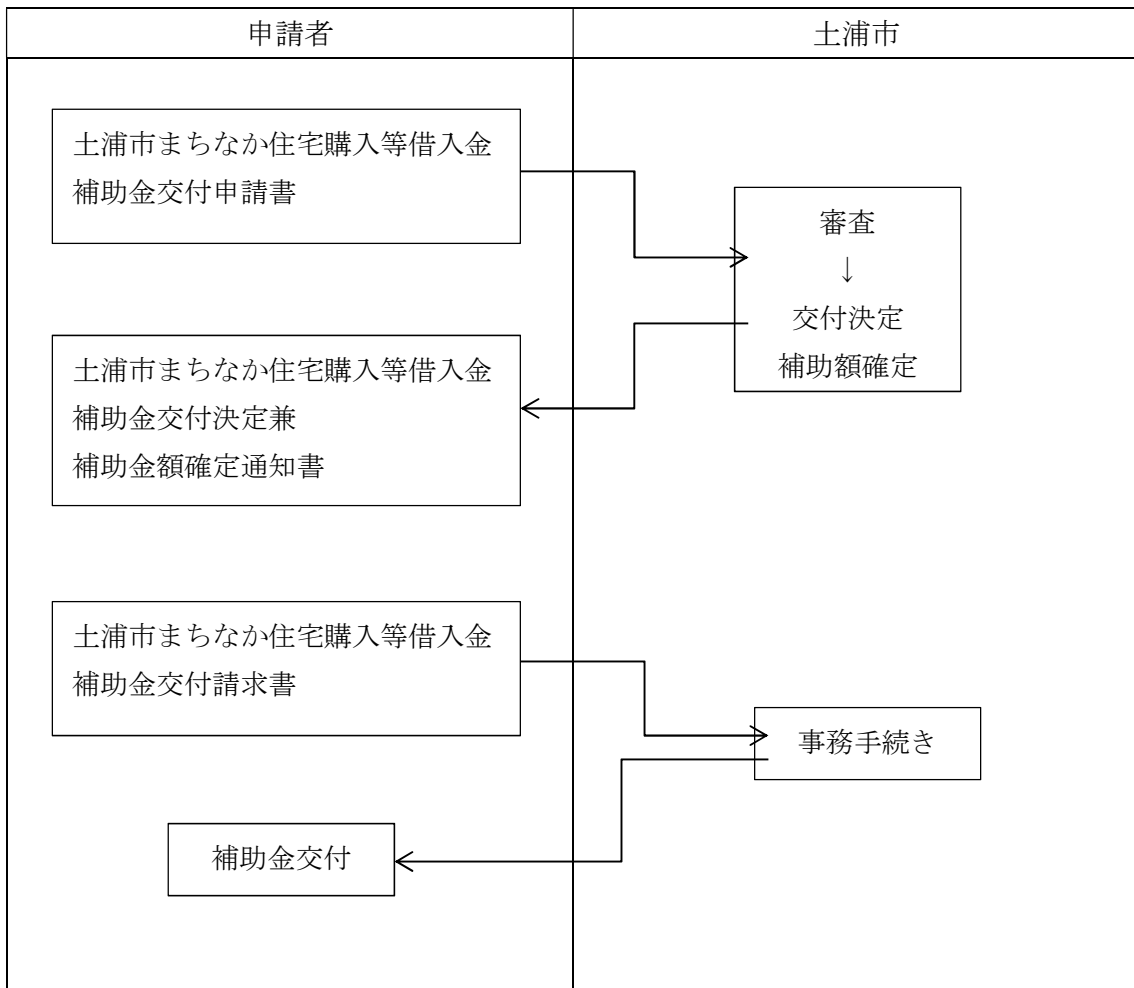


※前述のほか、市長が必要と認める書類が必要になる場合があります。  
※ネット等でローンの契約をされた場合など、金銭消費貸借契約書に印紙がない場合には、印紙がなくても構いません。契約内容が分かるページを印刷して、提出してください。

#### 請求

申請内容が適当であれば、「土浦市まちなか住宅購入等借入金補助金交付決定兼補助金額確定通知書」をお渡しします。この通知書を添えて、「土浦市まちなか住宅購入等借入金補助金交付請求書（様式第4号）」を提出してください。

手続きの流れ



- 登記完了後の申請となります。購入の予定がある方は事前にご相談ください。
- 申請から請求までの流れは、同一年度内に行ってください。